別記様式（第９条関係）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 70 条第２項の立入検査証

写

真

（押出スタンプ割印）

職　名

氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　　印

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第七十条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十七条　第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

（備考）　この用紙の大きさは日本産業規格Ｂ８とすること。